

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年4月30日(2010.4.30)

【公表番号】特表2009-532494(P2009-532494A)

【公表日】平成21年9月10日(2009.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-036

【出願番号】特願2009-504386(P2009-504386)

【国際特許分類】

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 K 31/165 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 P 9/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 45/00

A 6 1 K 31/165

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 P 9/10

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月12日(2010.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

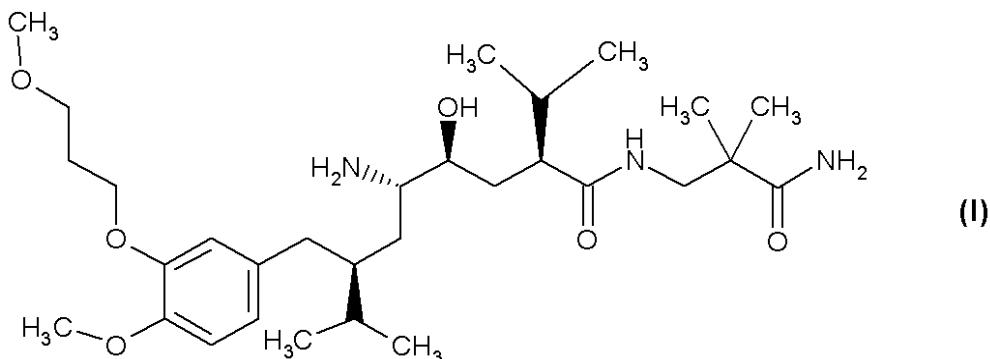
【請求項1】

レニン阻害剤または薬学的に許容されるその塩を含む、高血圧の予防、進行遅延または処置のための薬剤であって、抗高血圧効果がレニン阻害剤の投与の中止後(beyond cessation)も持続する、薬剤。

【請求項2】

レニン阻害剤が式(I)

【化1】



の化合物または薬学的に許容されるその塩である、請求項1に記載の薬剤。

【請求項3】

抗高血圧効果が3日間以上持続する、請求項1または2に記載の薬剤。

【請求項4】

抗高血圧効果が10日間以上持続する、請求項1から3のいずれかに記載の薬剤。

【請求項5】

抗高血圧効果が21日間以上持続する、請求項1から4のいずれかに記載の薬剤。

【請求項6】

抗高血圧効果が2～5週間持続する、請求項1から5のいずれかに記載の薬剤。

【請求項7】

抗高血圧効果が4週間持続する、請求項1から6のいずれかに記載の薬剤。

【請求項8】

抗高血圧効果が突然の中止後も持続する、請求項1から7のいずれかに記載の薬剤。

【請求項9】

抗高血圧効果が、その時々の中止後も持続する、請求項1から8に記載の薬剤。

【請求項10】

中止がレニン阻害剤投与の完全なまたは間欠性の停止、またはそれ自体では温血動物における高血圧の処置に有効ではない低用量のレニン阻害剤の投与を意味する、請求項1から9のいずれかに記載の薬剤。

【請求項11】

中止が、治療中のレニン阻害剤投与の間欠性停止を意味する、請求項1から10のいずれかに記載の薬剤。

【請求項12】

抗高血圧効果が90mmHg未満の平均座位拡張期血圧を意味する、請求項1から11のいずれかに記載の薬剤。

【請求項13】

抗高血圧効果が88mmHg未満の平均座位拡張期血圧を意味する、請求項1から12のいずれかに記載の薬剤。

【請求項14】

抗高血圧効果が140mmHg未満の平均座位収縮期血圧を意味する、請求項1から13のいずれかに記載の薬剤。

【請求項15】

抗高血圧効果が138mmHg未満の平均座位収縮期血圧を意味する、請求項1から14のいずれかに記載の薬剤。

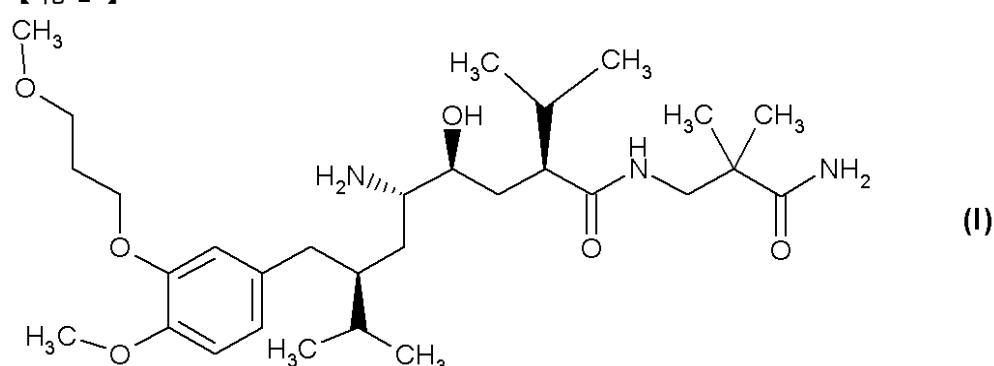
【請求項16】

血圧が、レニン阻害剤の投与中止後少なくとも5日間にわたり基線値に戻らない、レニン阻害剤または薬学的に許容されるその塩を含む高血圧の予防、進行遅延または処置のための薬剤。

【請求項17】

レニン阻害剤が式(I)

【化2】



の化合物または薬学的に許容されるその塩である、請求項16に記載の薬剤。

【請求項18】

血圧が4週間までの期間にわたり基線値に戻らない、請求項16または17に記載の薬剤。

【請求項19】

血圧が突然の中止後少なくとも 5 日間にわたり基線値に戻らない、請求項 16 から 18 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 20】

血圧が、その時々の中止後少なくとも 5 日間にわたり基線値に戻らない、請求項 16 から 19 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 21】

中止がレニン阻害剤投与の完全なまたは間欠性の停止、またはそれ自体では温血動物における高血圧の処置に有効ではない低用量のレニン阻害剤の投与を意味する、請求項 16 から 20 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 22】

中止が、治療中のレニン阻害剤投与の間欠性停止を意味する、請求項 16 から 21 のいずれかに記載の薬剤。

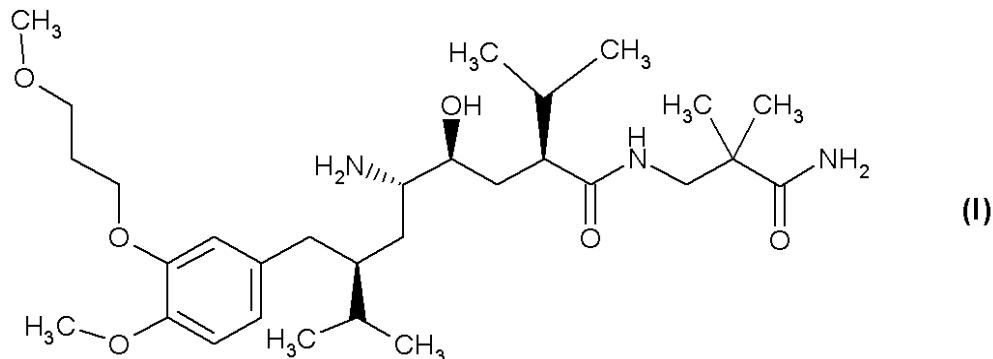
【請求項 23】

レニン阻害剤または薬学的に許容されるその塩を含み、ここで、レニン阻害剤投与中止後にリバウンド高血圧が観察されない、高血圧の予防、進行遅延または処置のための薬剤。

【請求項 24】

レニン阻害剤が式(Ⅰ)

【化 3】



の化合物または薬学的に許容されるその塩である、請求項 23 に記載の薬剤。

【請求項 25】

リバウンド高血圧が 4 週間までの期間にわたり観察されない、請求項 23 または 24 に記載の薬剤。

【請求項 26】

リバウンド高血圧が突然の中止後観察されない、請求項 23 から 25 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 27】

リバウンド高血圧がその時々の中止後観察されない、請求項 23 から 26 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 28】

中止がレニン阻害剤投与の完全なまたは間欠性の停止、またはそれ自体では温血動物における高血圧の処置に有効ではない低用量のレニン阻害剤の投与を意味する、請求項 23 から 27 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 29】

中止が、治療中のレニン阻害剤投与の間欠性停止を意味する、請求項 23 から 28 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 30】

リバウンド高血圧が、投与中止中のどこかの時点での基線値よりも高い拡張期血圧または収縮期血圧を意味する、請求項 23 から 29 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 31】

リバウンド高血圧が基線値よりも > 5 mmHg 高い拡張期血圧を意味する、請求項 2 3 から 3 0 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 3 2】

リバウンド高血圧が基線値よりも > 10 mmHg 高い収縮期血圧を意味する、請求項 2 3 から 3 1 のいずれかに記載の薬剤。

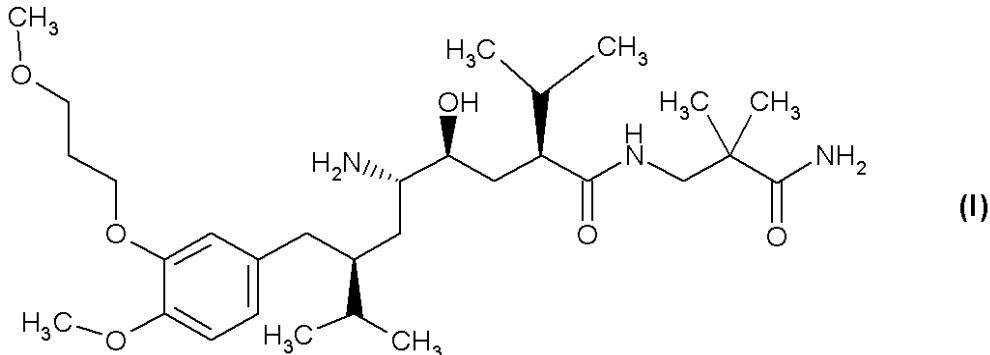
【請求項 3 3】

レニン阻害剤または薬学的に許容されるその塩を含む、高血圧処置の中止に関連する二次的合併症を予防する薬剤。

【請求項 3 4】

レニン阻害剤が式(Ⅰ)

【化 4】



の化合物または薬学的に許容されるその塩である、請求項 3 3 に記載の薬剤。

【請求項 3 5】

二次的合併症がリバウンド高血圧である、請求項 3 3 または 3 4 に記載の薬剤。

【請求項 3 6】

二次的合併症が、心筋梗塞および卒中から成る群から選択されるもののような心臓合併症である、請求項 3 3 または 3 4 に記載の薬剤。

【請求項 3 7】

中止が突然の中止を意味する、請求項 3 3 から 3 6 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 3 8】

中止がその時々で起こる、請求項 3 3 から 3 7 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 3 9】

中止がレニン阻害剤投与の完全なまたは間欠性の停止、またはそれ自体では温血動物における高血圧の処置に有効ではない低用量のレニン阻害剤の投与を意味する、請求項 3 3 から 3 8 のいずれかに記載の薬剤。

【請求項 4 0】

中止が、治療中のレニン阻害剤投与の間欠性停止を意味する、請求項 3 3 から 3 9 のいずれかに記載の薬剤。